

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年8月及び同年9月について、その主張する標準報酬月額(59万円)に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年5月1日まで

日付は覚えていないが、社会保険事務所の職員が会社に来てオーナーと面談をしていた。その時は話合いの内容は分からなかったが、後日、オーナーから、当時、会社では社会保険料を滞納しており、その話合いだったと聞いた。その時に標準報酬月額を半分程度に変更されたと思うが、私の給与は退職時まで変わっていない。納得できないので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち平成9年8月及び同年9月については、申立人が勤務していたA社から提出された給与控除項目集計表により、当該月の標準報酬月額59万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、

行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成9年10月から10年4月までの期間については、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額より高い額となることが確認できるものの、当該事業所から提出された給与控除項目集計表において確認できる申立人の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額とが一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年8月、同年9月、12年8月及び同年9月について、その主張する標準報酬月額（44万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から12年10月1日まで
平成9年8月1日から12年10月1日まで標準報酬月額が半分になっていることが納得できないので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち平成9年8月、同年9月、12年8月及び同年9月については、申立人が勤務していたA社から提出された給与控除項目集計表により、当該月の標準報酬月額44万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成9年10月から12年7月までの期間については、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所へ届け出られた標準報酬月額より高い額となることを確認できるものの、当該

事業所から提出された給与控除項目集計表において確認できる申立人の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年10月から12年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成12年10月から14年1月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成12年10月から14年1月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から14年2月1日まで

私は、兄弟で会社を興し、長兄が社長で、私も役員となって勤務していた。年金額が少ないことに疑問を抱いていたところ、給与明細書の記載と被保険者記録回答票に記載されている標準報酬月額が異なっていることが判明した。私は正しく保険料を控除されているので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人がA社に勤務していた申立期間のうち、平成9年10月からの期間の標準報酬月額（59万円）が、11年12月3日付けで、さかのぼって20万円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の代表取締役のほか役員4人についても申立人と同様に遡及訂正処理が行われているとともに、社会保険事務所が保管する平成15年度滞納処分票によれば、12年5月及び6月において延滞金が発生していることが確認でき、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があ

った事実がうかがえることを踏まえると、当該訂正処理は、事実在即してなされたものとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間当時、取締役の役職にあったが、A社の取締役だった弟（故人）の妻及び同時期に勤務していた複数の社員の証言によれば、一般社員と同じ勤務形態で就労しており、経営についての一切の決定権を持っていなかったものと認められるとともに、申立人は、「会社が経営的に苦しくなったので、社長から給料を下げると言われたが、技術関係の仕事だったので、帳簿も見せてもらっていないし、保険料の滞納についても知らなかった。」と述べていることから、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間のうち、平成9年10月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成12年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は20万円と記録されているが、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち平成12年10月から14年1月までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、申立人の平成12年10月から14年1月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はその口頭意見陳述の際、社会保険事務所に対し、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合った報酬月額を届け出していないことを認めており、事実、当該期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、12年10月から14年1月までの全期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨厚生年金 事案 178

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成14年4月29日）及び資格取得日（平成14年5月15日）を取り消すことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月10日から同年4月29日まで
② 平成14年4月29日から同年5月15日まで
③ 平成14年5月15日から同年7月15日まで

申立期間①及び③について、A社における給与明細書を保存しており、社会保険事務所が記録している標準報酬月額が間違っていると思われるので、訂正してほしい。

申立期間②については、A社に勤務していた期間に空白期間があるが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額

及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成14年4月から同年6月までの期間については20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に廃業しており、当時の事業主も当時の関係資料等が保存されておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、雇用保険被保険者記録及び申立人が提出した給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが確認できることから、当該期間に係る資格喪失日（平成14年4月29日）及び資格取得日（平成14年5月15日）を取り消すことが必要と認められる。

山梨国民年金 事案 243

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 59 年 2 月から妻と同居して申立期間の国民年金保険料を納付してきた。妻が自分の保険料を納付しながら、夫の私の保険料を納付しないことは考えられず、少なくとも妻と同様の納付はしているはずであるので、申立期間を納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付は申立人の妻が行い、納付に直接関与していなかったとしており、その妻は、A 市に転居するまでの昭和 60 年 3 月から 63 年 8 月までの期間は、B 市において、それぞれの預金口座から国民年金保険料を納付していたと証言しているが、金融機関を介しての口座振替納付でありながら、41 か月分の納付記録が全く無いのは不自然である。

また、社会保険事務所保管の被保険者台帳には、昭和 55 年 6 月 9 日に B 市 C 町で国民年金の被保険者資格を喪失した記録は確認できるものの、妻と同居していたとする同市 D 町での国民年金記録は見当たらない。

さらに、A 市に転居後の昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間については、申立人の妻も当該期間は未納であり、申立人が同期間に国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 15 日から 40 年 4 月 4 日まで

定時制高校に通学しながら昭和 39 年 1 月から 40 年 4 月まで、A 区の B 社に勤務した。入社時には厚生年金保険被保険者証を提出した記憶がある。給与明細書は残っていないが、給与からは厚生年金保険料が控除されていたと思うので、勤務した期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、定時制高校に通学しながら A 区に所在する B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、当該名称の事業所について、社会保険庁の記録には、申立人の主張する所在地に適用事業所としての記録は無く、A 区を管轄する法務局の商業登記簿でも事業所の存在が確認できない。

また、申立人の記憶する事業所名と類似の名称についても事業所名検索を行ったが、申立てに係る事業所と思われる適用事業所は見当たらず、氏名等による未統合の厚生年金保険の記録の検索でも、申立人のものと思われる記録は見付からなかった。

さらに、申立人は、事業主及び家族従業員の氏名を姓のみしか記憶していないことから、当時の事業主等の連絡先を確認することができず、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険への加入状況について確認することができない上、事業主の厚生年金保険の記録を特定することができず、事業所における加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は、中学校卒業後、A社に入社した。社会保険庁の記録によると入社後1年間の申立期間の記録が無く、納得がいかないので申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 4 月 1 日にA社に入社し、同日付で厚生年金保険に加入したと主張しているが、当時の総務担当者は、「当時は試用期間経過後に厚生年金保険への加入手続を行っていた。」と証言している。

また、入社年月日を確認することができた 25 人の元同僚の厚生年金保険に係る資格取得年月日を確認したところ、昭和 36 年 3 月までに入社したほぼ全従業員について、入社年月日と資格取得年月日が異なっており、うち数人は、試用期間経過後に厚生年金保険に加入したと記憶していることを踏まえると、A社においては、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日欄には、昭和 34 年 4 月 1 日と記載されていること及び申立人が同時に入社したとする元同僚の資格取得年月日も同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。